第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号Q_nを同号算式Ⅰの符号S_nとする。

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号P_{15}、P_{16}、P_{17}、P_{18}、P_{19}及びP_{20}を同号算式の符号R_{15}、R_{16}、R_{17}、R_{18}、R_{19}及びR_{20}とし、同号算式Ⅰの符号R_{20}の次に次のように加える。

	$R_{21}=0.012$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号O_nを同号算式Ⅰの符号Q_nとする。

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号N_{15}、N_{16}及びN_{17}を同号算式Ⅰの符号P_{15}、P_{16}及びP_{17}とし、同号算式の符号中「$N_{18}=0.009$」を「$P_{18}=0.035$」に改め、同号算式Ⅰの符号N_{19}及びN_{20}を同号算式Ⅰの符号P_{19}及びP_{20}とし、同号算式Ⅰの符号P_{20}の次に次のように加える。

	$P_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号J_n、K_{14}、K_{15}、K_{16}、K_{17}、L及びM_nを同号算式Ⅰの符号L_n、M_{14}、M_{15}、M_{16}、M_{17}、N及びO_nとする。

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号H_n中「（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）」を「（平成21年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.3未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）」に改め、同号算式Ⅰの符号中「$I_{18}=0.009$」を「$I_{18}=0.035$」に改め、同号算式Ⅰの符号I_{20}の次に次のように加える。

	$I_{21}=0.008$
	J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうちIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額
	$K_{21}=0.010$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱ中「$\sum_{n=11}^{20}$」を「$\sum_{n=11}^{21}$」に、「$\sum_{n=12}^{20}$」を「$\sum_{n=12}^{21}$」に、「$\sum_{n=16}^{20}$」を「$\sum_{n=16}^{21}$」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{16}=0.014$」を「$D_{16}=0.026$」に、「$D_{18}=0.009$」を「$D_{18}=0.015$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{20}の次に次のように加える。

	$D_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$F_{16}=0.006$」を「$F_{16}=0.011$」に改め、「$H_{11}=0.136$」を削り、「$J_{15}=0.056$」を「$J_{15}=0.055$」に、「$J_{16}=0.031$」を「$J_{16}=0.057$」に、「$J_{18}=0.020$」を「$J_{18}=0.035$」に改め、同号算式の符号J_{20}の次に次のように加える。

	$J_{21}=0.018$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$L_{16}=0.036$」を「$L_{16}=0.035$」に、「$L_{17}=0.038$」を「$L_{17}=0.037$」に、「$L_{18}=0.009$」を「$L_{18}=0.039$」に改め、同号算式Ⅱの符号L_{20}の次に次のように加える。

	$L_{21}=0.007$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲ中「$\sum_{n=13}^{20}$」を「$\sum_{n=13}^{21}$」に、「$\sum_{n=12}^{20}$」を「$\sum_{n=12}^{21}$」に、「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅲの符号中「$E_{15}=0.0250$」を「$E_{15}=0.0249$」に、「$E_{16}=0.0140$」を「$E_{16}=0.0255$」に、「$E_{17}=0.0152$」を「$E_{17}=0.0151$」に、「$E_{18}=0.0091$」を「$E_{18}=0.0158$」に改め、同号算式Ⅲの符号E_{20}の次に次のように加える。

	$E_{21}=0.0082$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号中「$K_{15}=0.0250$」を「$K_{15}=0.0249$」に、「$K_{16}=0.0140$」を「$K_{16}=0.0255$」に、「$K_{17}=0.0152$」を「$K_{17}=0.0151$」に、「$K_{18}=0.0091$」を「$K_{18}=0.0158$」に改め、同号算式Ⅲの符号K_{20}の次に次のように加える。

	$K_{21}=0.0082$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅳ中「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅳの符号中「$J_{11}=0.021$」を「$J_{11}=0.020$」に、「$J_{12}=0.020$」を「$J_{12}=0.019$」に改め、同号算式Ⅴ、算式Ⅵ、算式Ⅶ及び算式Ⅷ中「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅷの符号中「$C_{11}=0.029$」を「$C_{11}=0.028$」に、「$C_{12}=0.028$」を「$C_{12}=0.027$」に改め、同号算式Ⅸ中「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅸの符号中「$C_{11}=0.022$」を「$C_{11}=0.021$」に、「$C_{17}=0.015$」を「$C_{17}=0.014$」に改め、同号算式Ⅹ中「$\sum_{n=11}^{20}$」を「$\sum_{n=11}^{21}$」に、「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅹの符号C_{20}の次に次のように加える。

	$C_{21}=0.013$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅺ中「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅺの符号中「$D_5=0.037$」を「$D_5=0.035$」に、「$D_6=0.037$」を「$D_6=0.035$」に、「$D_7=0.036$」を「$D_7=0.035$」に、「$D_{18}=0.009$」を「$D_{18}=0.035$」に改め、同号算式Ⅺの符号D_{20}の次に次のように加える。

	$D_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅻ中「614円」を「731円」に改め、同号算式Ⅻの符号中「$C_{12}=0.032$」を「$C_{12}=0.031$」に改め、同号算式ⅫⅢ中「$\sum_{n=17}^{20}$」を「$\sum_{n=17}^{21}$」に、「614円」を「731円」に改め、同号算式ⅫⅢの符号中「$C_{18}=0.002$」を「$C_{18}=0.007$」に改め、同号算式ⅫⅢの符号C_{20}の次に次のように加える。

	$C_{21}=0.002$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅣ中「$\sum_{n=18}^{20}$」を「$\sum_{n=18}^{21}$」に、「$\sum_{n=20}^{20}$」を「$\sum_{n=20}^{21}$」に、「614円」を「731円」に改め、同号算式ⅫⅣの符号中「$C_{18}=0.009$」を「$C_{18}=0.035$」に改め、同号算式ⅫⅣの符号C_{20}の次に次のように加える。

	$C_{21}=0.008$

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式ⅫⅣの符号E_{20}の次に次のように加える。

	$E_{21}=0.010$